平成２２年（フ）第２２９２号
横浜市戸塚区矢部町679番地１　ベルヴィル戸塚301号
債務者　谷内　　惠
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７４６号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目１番３―403号
債務者　辻村　　保
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８７号
大阪府茨木市春日４丁目９番17号
債務者　**漆**原　健治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第６２号
愛媛県松山市市坪北１丁目15番15号　カサグランデ市坪104号
破産者　近藤　智之
1　主文　当裁判所が平成22年８月26日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛媛県松山市居相４丁目20番７号　ＢＯＷマンション302号、住民票上の住所愛媛県松山市畑寺４丁目14番13号」とあるのを「愛媛県松山市市坪北１丁目15番15号　カサグランデ市坪104号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年９月８日
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４号
岩手県釜石市唐丹町字上荒川194番地７
破産者　久保　直人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５５８号
愛知県春日井市森山田町96番地
破産者　佐藤電機株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６９２号
金沢市示野町西60番地
破産者　有限会社北陽オートサービス
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１６３号
京都市下京区五条通油小路東入金東横町240ノアーズアーク京都五条５階508号室
破産者　有限会社ミフォン
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９０号
長野県茅野市金沢5387番地１
破産者　株式会社ミクロ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４３８号
岐阜市薮田東１丁目10番20号
破産者　株式会社ソルボンヌ
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
岐阜市領下１丁目11番地１　シャトレ愛松岐阜Ⅲ502号室
破産者　堀　美保子（旧姓神田）
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
岐阜県羽島郡岐南町三宅５丁目22番地
破産者　臼井　静子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県新居浜市上泉町18番23号
破産者　有限会社矢野製作所
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成１８年（フ）第４３４０号
福岡県糸島市二丈福井2850番地
破産者　株式会社井上興建
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４０９号
福岡市東区三苫１丁目12番39号105、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区三苫２丁目４番35号
破産者　有限会社仲田建設
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６６号
福岡市西区大字飯氏271番地
破産者　株式会社徳忠組
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９２号
京都市右京区南大入町55―７
破産者　陳内　隆春
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部